

議事の経過

開議 午前 10 時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長から、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、全員出席であります。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第 1、議案第 4 号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」から議案第 14 号「東川辺地総合整備計画の変更に関する件」まで、及び議案第 16 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定に関する件」から議案第 33 号「市道の路線認定の件」までの 29 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 29 件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 4 号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」ほか 9 件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 3 月 10 日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 4 号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」につきましては、行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

所管課からは、これまで公示送達は、庁舎の掲示場に紙の文書を掲示する方法のみだったが、インターネットで公表する方法等を新たに追加するものと説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 5 号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、人事院勧告による国家公務員の通勤手当の改正に合わせて、所要の改正を行うものです。

所管課からは、自動車等を使用する一般職の職員の通勤手当について、①距離区分の上限を 100 キロメートル以上とすること、②駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することが改正の要旨であると説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 6 号「安芸市まち・ひと・しごと創生基金条例」につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な財源として、「企業版ふるさと納税制度」を活用して受け入れる法人からの寄附金を充てるため、地方自治法第 241 条の規定に基づき、当該寄附金の適正な管理及び処分を行うことを目的とした基金を設置するため、制定するものです。

委員からは、「多く寄附をした法人に事業を発注するようなことにならないか。公平性は保たれるのか」と質問があり、所管課からは「寄附をした法人に対する経済的利益の供与は禁止されている。毎年、国の調査があり、透明性が確保される」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号「安芸市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消防庁からの通知により、消防職員が、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合の手当について、国家公務員及び警察職員との待遇の均衡が図られるよう助言があったことを踏まえ、本市職員の特殊勤務手当について、国の基準に準ずるよう所要の改正を行うものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」につきましては、省令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

所管課からは、近年普及が進んでいるテント型などの簡易サウナ設備について、その特性に応じた火災予防上の基準を新たに整理したものと説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号「安芸市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例」につきましては、旧安芸中学校及び旧清水ヶ丘中学校の体育施設について、地域における社会体育活動の場としての活用を継続的に確保することを目的に、廃校体育施設の設置及び管理に関する基本的事項を定めるため、制定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第13号「安芸市過疎地域持続的発展計画の策定に関する件」につきましては、過疎地域の持続的発展に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする安芸市過疎地域持続的発展計画の策定について、議会の議決を求めるものです。

委員からは「この計画に掲載されている事業は、過疎債を活用して進めていけるということか」と質問があり、所管課からは「概ね5年間の期間で、制度を活用する可能性のある事業を整理したもの。個々の事業については、今後の予算審議等で、その都度、議会の審議をお願いする」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「東川辺地総合整備計画の変更に関する件」につきましては、東川辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設に、こまどり温泉の改修を追加するなど、同計画を変更するものです。

委員からは「こまどり温泉の改修費用を元気風呂へ回すことはできないだろうか」と質問があり、所管課からは「こまどり温泉は、辺地債を活用して改修を行うものである。元気風呂については、活用の可能性について調査・検討するよう、新年度予算に計上している」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 22 号「安芸市本町コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市本町コミュニティセンターについて、安芸本町商店街振興組合を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

所管課からは、建物が老朽化しており建て替えが必要な時期であることから、解体工事を予定している令和 8 年 12 月までを契約期間としていると説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 23 号「安芸市集会所の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市集会所のうち 50 か所において、それぞれの地域の運営委員会等を指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 産業厚生委員長 小松進也議員。

○小松進也産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告を行います。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 10 号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」ほか 19 件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 3 月 11 日、委員全員の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 10 号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金分」の税率を定めるとともに、被保険者の税負担の増加を緩和するため、既存課税項目の所得割について税率の引下げを行うものです。

所管課からは、全世代・全経済主体が医療保険の保険料と併せて、「子ども・子育て支援金」を拠出する制度が始まるため、国民健康保険でも令和 8 年度から賦課徴収を行うが、物価高騰による市民生活の現状を考慮し、増税分の 2 分の 1 相当を軽減するものであるとの説明がありました。

委員からは「これによって子育て世代などは恩恵を受けるのか」と質問があり、所管課からは「子ども・子育て支援納付金は、県経由で国に納付され、児童手当の拡充や、妊婦支援給付金などの財源として活用される」と回答がありました。

委員から「市民の生活を考慮すると、物価高である上に輪をかけて値上げをすることは許されないため反対する」との反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 11 号「安芸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等のための支援給付の対象となる特定乳児等通園支援事業者がその事業を行う際に遵守しなければならない基準を規定するため、制定するものです。

所管課からは、「こども誰でも通園制度」が令和 8 年度から法定給付化されることに伴い、事業者がその給付費を受け取るためには、市町村から確認を受ける必要があり、本条例はその基準を定めるものである。本市においては、令和 8 年度から 3 保育所で「こども誰でも通園制度」を行い、安芸おひさま保育所でゼロ歳児を、穴内保育所と伊尾木保育所で 1・2 歳児を受入れするとの説明がありました。

委員から「「こども誰でも通園制度」は手軽に予約ができるのか」と質問があり、所管課からは「国の総合支援システムを通じてインターネットで利用申請できる」と回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 12 号「安芸市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例」につきましては、ふるさと納税制度に係る寄附金額の増加、社会情勢の変化及び寄附金の活用ニーズの多様化に対応するため、ふるさと応援基金の処分に当たって、寄附者の意向をよりの確に反映するとともに、市の重点施策に効果的に活用できるよう、現行条例の一部を改正するものです。

所管課からは、制度開始から 15 年以上が経過し、現行の使途分野では寄附者の意向が十分に反映されにくく、また、施策への効果的な活用の面でも柔軟性に課題が生じているため、基金条例の処分規定を改め、市の喫緊の課題に即した 5 つの分野へと再編をすることで、寄附者の共感を得やすく、かつ、本市の重点施策に効果的に活用できるように見直しを行ったとの説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 16 号から第 31 号につきましては、安芸市の各施設について指定管理者を指定するために地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第 16 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市高齢者活動センター・老人憩の家について、一般社団法人安芸市シルバー人材センターを指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 17 号「安芸市東川農林産物加工施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市東川農林産物加工施設「手づくり館山里」について、東川手づくり館山里加工組合を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 18 号「安芸市堆肥供給センターの指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市堆肥供給センターについて、高知県農業協同組合を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 19 号「安芸市総合営農指導拠点施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市総合営農指導拠点施設「こまどり」について、安芸市総合営農指導拠点施設東川地区運営委員会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 20 号「安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（畑山地区加工・貯蔵施設「はたやま夢楽自然工房」）の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市特用林産産地化形成総合対策施設のうち畑山地区加工・貯蔵施設「はたやま夢楽自然工房」について、畑山山援隊を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 21 号「安芸市陶芸の里交流直販施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市陶芸の里交流直販施設について、海海・mimi を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 24 号「安芸市デイサービスセンターの指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市デイサービスセンター「はまちどり」について、社会福祉法人安芸市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 25 号「安芸市介護予防拠点施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市介護予防拠点施設「すみれ」について、特定非営利活動法人安芸老人問題研究会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 26 号「安芸市内原野陶芸館の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市内原野陶芸館について、内原野陶芸組合を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 27 号「安芸市地域食材供給施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市地域食材供給施設「廓中ふるさと館」について、安芸市土居郷土料理研究会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 28 号「安芸観光情報センターの指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸観光情報センターについて、一般社団法人安芸市観光協会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 29 号「安芸駅ちばさん市場の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸駅ちばさん市場について、一般社団法人安芸市観光協会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 30 号「安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（大山地区流通販売施設「道の駅大山」）の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安芸市特用林産産地化形成総合対策施設のうち大山地区流通販売施設「道の駅大山」について、一般社団法人安芸市観光協会を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 31 号「安芸市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に関する件」につきましては、安

芸市漁業共同利用施設について、安芸漁業協同組合を指定管理者として指定するものです。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第32号「市道の路線廃止の件」及び議案第33号「市道の路線認定の件」につきましては、道路法の規定により、議会の議決を経て市道の廃止及び路線認定をするものです。

所管課からは、沢の平線は、県道宮ノ上川北線の一部移管に伴い、沢の平橋が高知県に移管されることから、市道沢の平線の終点が変更となるため、路線を一度廃止し、沢の平橋・県道安芸物部線を除いた区間を新たに市道認定するもの。山田宮ノ上線は、県道宮ノ上川北線の一部について、県が本市への移管を予定していることから、新たに路線を認定するものであるとの説明がありました。

委員からは「沢の平橋を県に移管するということは架け替えが前提になると思うが具体的な時期は決まっているか」と質問があり、所管課からは「現状、架け替えの具体的な時期は決まっていない。県道のライスセンターから内原野池に抜ける方面の一部未改良区間は、毎年県議会に改良の要望を上げている。今後は、未改良区間と併せて沢の平橋を2車線化することを要望していく」との回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第4号「安芸市行政手続条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号「安芸市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号「安芸市まち・ひと・しごと創生基金条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 7 号「安芸市職員特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 8 号「安芸市火災予防条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 9 号「安芸市廃校体育施設の設置及び管理に関する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 10 号「安芸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 11 号「安芸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 12 号「安芸市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 13 号「安芸市過疎地域持続的発展計画の策定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 14 号「東川辺地総合整備計画の変更に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 16 号「安芸市老人憩の家の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 17 号「安芸市東川農林産物加工施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 18 号「安芸市堆肥供給センターの指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 19 号「安芸市総合営農指導拠点施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 20 号「安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（畑山地区加工・貯蔵施設「はたやま夢楽自然工房」）の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 21 号「安芸市陶芸の里交流直販施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 22 号「安芸市本町コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 23 号「安芸市集会所の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 24 号「安芸市デイサービスセンターの指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 25 号「安芸市介護予防拠点施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 26 号「安芸市内原野陶芸館の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 27 号「安芸市地域食材供給施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 28 号「安芸観光情報センターの指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 29 号「安芸駅ちばさん市場の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 30 号「安芸市特用林産産地化形成総合対策施設（大山地区流通販売施設「道の駅大山」）の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 31 号「安芸市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 32 号「市道の路線廃止の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 33 号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 15 号「権利の放棄に関する件」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、小松文人議員の退席を求めます。

（小松文人議員退席）

○佐藤倫与議長 ただいま議題となっております本件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 15 号「権利の放棄に関する件」につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 3 月 10 日、委員 6 人により、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 15 号「権利の放棄に関する件」につきましては、市有地貸付に係る債務者について、令和 7 年 12 月 25 日付けで破産手続廃止決定がなされたことにより、今後における債権の回収が見込めないことから、権利を放棄するため、議会の議決を求めるものです。

所管課からは、令和 6 年度の未払い貸付料及び遅延損害金並びに債務者所有の残置物による市有地占有に対する損害金が対象であると説明がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 15 号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

小松文人議員の着席を求めます。

（小松文人議員着席）

○佐藤倫与議長 日程第 3、議案第 41 号「令和 8 年度安芸市一般会計予算」から議案第 49 号「令和 8 年度安芸市下水道事業会計予算」までの 9 件を一括議題といたします。

これよりこれら 9 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10 番 川島憲彦議員。

○10 番（川島憲彦議員） 私は日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

議案第 41 号「令和 8 年度安芸市一般会計予算」の新保育所基本・実施設計 6,288 万 7,000 円及び新保育所用地測量設計 4,700 万 3,000 円と小学校移転統合アドバイザーほかの 567 万 8,000 円の予算は、保育及び小学校統合に向けた予算であり、反対する立場で討論を行いました。

私はこれまでの議会において、保育及び学校は地域にはなくてはならない施設であり、保育と小学校は地域のコミュニティーを生み、地元意識を育て、様々な地域活動を生み出し、各地域に沿った地元意識によって様々な地域づくりが行われていることの事例を挙げ、これらを育て、保育や学校は地域にならなくてはならない存在であると、私はこれまで主張してきたものであります。

これと反対に、保育、小学校の統廃合は、地域のコミュニティーをなくし、地域が寂れ、人口減少をさらに加速させる恐れがあると思うところであります。

このたびの統合は、保育は、市営 7 保育所、民営 1 保育所を、穴内、伊尾木と新保育所に統合し、市営のおひさま保育を民営にして、市営 3、民営 1 にするというものであります。

そして、小学校 8 校を 1 ないしは 2 校にするというものであり、市民への説明会においても、

いろいろな心配の意見も出ており、統廃合には疑問の声がありました。

今こそ保育、学校が、地域に必要であることを行政は認識すべきだと改めて申し上げ、反対討論とするところではありますが、なお、当初予算は、全体を一つとして判断しなければならず、保育、学校予算を分離しての賛否の判断ができませんので、この先ほど申しました 3 つの予算案以外は特に反対するものではないことを申し述べ、討論を終わります。

○佐藤倫与議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 ほかに討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 41 号「令和 8 年度安芸市一般会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 42 号「令和 8 年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 43 号「令和 8 年度安芸市元気バス事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 44 号「令和 8 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 45 号「令和 8 年度安芸市介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 46 号「令和 8 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号「令和8年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第48号「令和8年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第49号「令和8年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第50号「教育委員会委員任命について同意を求める件」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○植野浩二副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議案第50号「教育委員会委員任命について同意を求める件」につきましては、前任の門脇茂利氏が令和7年6月30日をもって辞任されており、その後任の教育委員会委員として、令和8年4月1日から川竹大輔氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては、議案説明に記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

任期につきましては、前任者が任期途中で辞任していることから、後任者としての任期は前任者の残任期間までとなりますので、令和9年10月21日まででございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤倫与議長 これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）